

(注)個人又は団体等に対し、不利益を及ぼすような発言内容については、削除して作成しております。

県境不法投棄事案に係る住民説明会

日 時：平成 16 年 2 月 18 日

於： 田 子 町

司 会： 皆様、お晩でございます。

ご案内の時間となりました。これより本日は、風評被害対策等に係る説明会でございます。これより始めさせていただきます。

私は、青森県県境再生対策室の五十洲と申します。本日は、皆様方のご協力をいただきながら、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは始めに、三村青森県知事よりご挨拶を申し上げます。

三村知事： 本日は、県境不法投棄事案に係る住民説明会の開催にあたり、私といたしましても、冒頭のご挨拶と幾つかのご報告を自ら申し上げたい、その思いがございましてお邪魔させていただきました。

挨拶後は退席させていただきます、青森に戻りまして私共は今、予算の最終段階あれこれやっておりますので、退席させていただきます。

さて、私は先月開催させていただきました説明会の場において、県境不法投棄事案については、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本として、原状回復を着実に進めるという決意を述べさせていただきました。

本日は、その際に申し上げました幾つかの事項につきまして、その後の進捗状況や検討状況を踏まえた概要をご説明し、皆様のご理解とご協力をお願い致したいと思っております。

まず実施計画についてでございます。環境省との調整を行った結果、岩手県が、岩手県側において発生する表流水及び地下水を県境を越えて本県側に流入させない措置を講じるとしたことを踏まえ、本県が計画しておりました遮水壁のうち、県境部分の設置を取り止めたことなど、一部計画を修正した上、1月21日に国の同意が出されました。

今後は、既に着手している表面遮水、仮設浄化プラント等に加え、本格的な原状回復作業を進めて参りますが、今後の廃棄物対策のモデルとなるよう取り組んで参りますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、この部分等に関わる入札等が昨日行われたという報告もまた承っております。

次に、再三にわたって強いご要望をいただいております、風評被害が発生した場合の対策については、田子町並びに馬淵川流域市町村を対象といたしまして、特定支障

除去、特定支障除去等事業の実施に伴う風評被害による経済損失を補填する給付制度を要綱によって創設することとし、予算措置といたしましては、30億円を限度額とする債務負担行為を設定することといたしました。これは、汚染拡散防止を最優先とし、風評発生の防止に万全の対策を講じて参りますが、万が一の備えとして、農林畜産業や水産業をはじめ、皆様が安心してそれぞれのお仕事に携わることができるよう、経済的な面からもその環境を整えることが重要と考え、この制度の創設を決意したものでございます。

さらに、交通安全対策や地域振興対策など、平成16年度の主な事業としては、田子町の農林畜産業の振興を図るため、町及び農林畜産業団体が行う販売促進活動に要する経費に対する補助。車両通行による交通事故を未然に防止するための交通安全啓発のリーフレットと反射材の全世帯への配付。小中学生・高校生を対象とした環境教育の機会の提供。熊原川の魚類生息状況等の調査と、エゾイワナの種苗生産放流。住民との協働による道路の危険箇所の洗い出しと交通安全対策マップの作成。県道・道前浄法寺線への凍結防止剤自動散布機、ガードレール、カーブミラーの設置など、当初予算案として計上しております。

詳細につきましては、事務方から説明をさせますが、地域の皆様方が安心して暮らせる環境を一日も早く取り戻すため、安心と安全の確保を第一にこの問題の解決に向けて全力で取り組んで参りますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っておりました。

思えば、昨年7月知事就任以来、この問題を県政の重要課題として、この田子町の皆様方のもとに、何度かお邪魔させていただきました。こうして県境再生チームも非常に全力をもって地域の皆様方とともに、この問題解決のためのまい進してまいりました。環境省からの同意を得まして、今後着実にこの事業を推進してまいりたいと思う次第であります。それに当たりましては、やはり地元の皆様方、この田子の皆様方、皆様方の様々な形におけるご支援というものが、我々の再生スタッフにとりましても大きな力、また励みとなる次第でございます。

何卒、今後とも様々な形でご理解をいただきながら、そして又、励ましも合わせていただきますこと、心からお願いいたしまして知事としての本日のご挨拶、そしてご報告とさせていただきます。

長い間、お待たせをいたしました。本当に今後色々とお世話になります。

司 会： それではここで、中村町長さんにご挨拶をお願い申し上げます。

中村町長： 今晚は、こうして三村県知事さん、そして対策室の皆さん方、わざわざ当町までお出で下さいました。この様な熱い志というものの、大変有り難く感じております。また、心強くも感じております。皆さん方には、何かとお寒い中をこうして足を運んで下さいましたこと、これまた心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

今、知事さんのご挨拶の中にありました、風評被害の基金として 30 億円を造成する。そして支援策として約 3,400 万円の事業というものを田子町のために特段のご配慮をしていただくことになりました。誠にもって、この様なご配慮に対して心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

これらは、やはり住民の皆さん方が、熱いそのような要望というものを持ちながら、県に訴えながら、その実現というものに期待をしてきたゆえんであると思うっております。これからも、実施計画というものが認められまして、もう既に工事というものが着手の段階に入っております。これからも、皆さん方と共に、私共はその進行というものに十分意を注いで参らなければならないとも考えております。

さらに、今県では厳しい財政下にこの様な財政措置というものをなさって下さいました。かといって、私共、これからもその度々にそれ相応の要望もあろうと思います。その進行というものには、十分皆さん方と共に注目し、そして関心もしていかなければならないと思っております。

ただ、こうして現実には事業というものが進行して参りました。こうなりますと、ただ単なる要望だとか、注文だとか、それだけではいけないなど。出来るだけ速やかに事業というものが進行するために、お互いが協調し合いながら、お互いの心を通わせながら、町の言い分も十分聞いてもらい、また県の考え方というものも出来るだけ多く理解し合いながら、やはり共に問題の解決に臨んでまいらなければいけないと思っております。

今後共、県におきましては、制約された時間というものの中であると思っておりますが、出来るだけ町の方にも色々な情報を持ち寄りながら足を運んでもらい、そしてまた、住民の意見というものも聞きながら、物事を進めていっていただきたいとお願いを申し上げ、さらには今後共、地域の皆さん方がお互いに十分意見というものを持ち合わせながら、速やかなる全量撤去のために、そして更には環境再生のために進んでいっていただきたいと思っております。

本当に今日は、こうしてお寒い中をお集まり願いましたこと、心から感謝を申し上げます、私の挨拶にかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

司 会： 中村町長さん、どうもありがとうございました。

さて、先ほど知事からご挨拶で申し上げましたが、本日知事はここで退席とさせていただきます。

三村知事： それでは皆さんどうも。事務方からまた詳細説明いたしますので、色々ご質問、ご意見等をいただければと思います。今日は大変お寒い中、夜の時間、ありがとうございました。

司 会： それでは早速、説明に入らせていただきます。
本日配付してあります資料を確認させていただきます。
配付資料につきましては、それぞれ資料の右肩に資料ナンバーを付してございます。
まず資料1は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画について。
資料2は、県境不法投棄事案に係る風評被害対策制度（案）について。
資料3として、平成16年度田子町に係る地域振興策の概要。
以上、3種類の資料を配布させていただきました。
資料に過不足がございましたら、お知らせいただきたいと思います。
そしてまた、説明に対するご質問やご意見等につきましては、説明終了後に一括してお受けいたしますので、ご了承をいただきたいと思います。
なお、説明会終了の時間につきましては、次第に記載してございますように、8時頃を予定しております。どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。
それではまず始めに、説明案件（1）の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の同意につきまして、資料1に基づきまして九戸報道監からご説明申し上げます。

九戸報道監： 報道監の九戸です。お晩でございます。

まず説明の前にお詫びを申し上げたいと思います。

実は前回の住民説明会で、沢口さんから、是非、こういう説明会の際の資料は、事前に配布していただいて、十分に目を通す時間が欲しいというふうにご提案がございました。今回の案件は、本来であれば明日の知事の記者会見でマスコミオープンになります案件でございます。議会との関係もあって、部屋の中では丸秘の扱いをしてみました為に、本日配付となりました。

また、事前配布につきましては、次回から実現をしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは座って説明をさせていただきます。

資料1、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の同意について、変更部分がございますので、ご説明をいたします。

昨年の11月17日に提出をしました実施計画につきましては、環境省等と調整を行いました結果、本県の計画、そして添付資料を修正しまして、今年になりまして1月21日付けで環境省から同意が得られました。主な修正内容についてお伝えします。

次のページ、別紙にございます、1ページの実施計画ページ6の修正箇所という囲みがございます。ここでは、有害廃棄物の量について記述してございますが、有害廃棄物のうち、V C、ダイオキシンによって汚染されておらず、医療系廃棄物が混在している有害産業廃棄物の量、これを米印として表の外に284,615 m³というふうに記述をさせていただきました。この下線部分を追加しました。

二つ目でございます。実施計画の 14 ページになりますが、事業費の修正でございます。先ほど知事からも申しましたとおり、岩手県側から青森県側への浸出水による汚染拡散防止対策を岩手県側が講じることと致しましたことから、本県が計画しておりました県境部分の遮水壁の設置を取り止めとしたことに伴う事業費の修正を行っております。事業費の部分に見え消しで消してあります。汚染拡散防止対策事業費が 80 億 2,500 万から 74 億 2,000 万と。また、遮水壁の部分が 36 億 1,200 万円から 30 億 8,900 万円。それから、設計管理委託業務のうち、管理委託業務の部分が残りましたので、2 億 7,000 万円から 1 億 7,000 万円。そして廃棄物運搬処理の部分、備考の欄に 67 万トン×1 トン当たりの単価が 5 万円という単価をつけさせていただきました。備考の欄には、それぞれ概算という数字を入れております。細かいことですが、事務費が 2 億 6,000 万円から 2 億 1,600 万円というふうにも訂正をさせていただきました。総計といたしまして、434 億 1,800 万円というふうに修正をしております。

三つ目でございます。実施計画 15 ページの修正箇所になります。ここは、特定産業廃棄物の処分を行ったものから費用の徴収の確実な見込み額について、明確化をするために、現時点においては確実に徴収の出来る資産はないが、今後、三栄化学工業株式会社が有する不動産の資産について、回収に努める旨の明記をしました。基本的な考え方の部分にこの記述を致しましたので、それぞれ徴収の見込みとして一頂を盛っておりました(4)の1と2、そして徴収の見込み、特定支障除去等事業に要する費用の徴収の見込みの(3)の中の分も、やはり現時点において確実に徴収できる費用は無いというふうに修正を致しまして、環境省に提出をしております。

また、添付資料、次の図の部分でございます。別添資料図の3-1、これは、県境部分の遮水壁を外しております。同じく図の3-4も県境部分の遮水壁のラインを消去しております。

その次のページ、ここは図の3-16の修正でございますが、年度別の事業費がそれぞれ訂正になっております。下線部の通り、今皆さんが横長の表で見ている数字が、新たに環境省に提出した数字となります。総額で 440 億 8,500 万円から 434 億 1,800 万円というふうに修正をいたしました。

最後のページに知事宛ての環境大臣の同意の文書を付けてあります。修正箇所については以上でございます。

司 会： 続きまして、説明案件(2)の風評被害対策及び(3)の地域振興策につきまして、資料2および資料3に基づきまして、一括近藤副参事からご説明申し上げます。

近藤副参事： 近藤でございます。資料2それから資料3に基づきまして、風評被害対策、それから地域振興策についてご説明をいたします。

座って失礼します。

まず資料2によりまして、風評被害対策案についてご説明をいたします。

先ほど、知事も挨拶の中で述べましたが、風評被害が発生した場合の対策として、田子町並びに馬淵川を農業・水道水源として用いている市町村を対象としまして、特定支障除去等事業の実施に伴う風評被害による経済損失を補てんする給付制度、これを平成 15 年度内に県の要綱によって設けることとしております。その予算措置でございますが、30 億円を限度額とする債務負担行為を設定することとしまして、2 月定例会に平成 15 年度の補正予算案として追加提案する予定でございます。

風評被害が発生した場合の対策につきましては、町からの意見、あるいは住民説明会において皆様方から再三にわたって強い要望をいただいております。県では、原状回復を進めるに当たりまして、地域住民の水道水源として、また本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的に、汚染拡散防止を最優先に工事、撤去の進捗状況、それからモニタリングの結果、こういったものを積極的に情報公開しながら、万全の対策を講じていくことによって、まず風評の発生を防止してまいります。

さらに、仮に風評が発生した場合でありましても、正確な情報を速やかに提供するなど、迅速かつ適切な対応をとることによりまして、風評被害が発生しないよう対策を講じてまいります。地域の基幹産業が農林水産業であること、そして地域の自然環境を活用して、全国に誇るブランド産品である田子ニンニク、田子牛などを生産していることを鑑みまして、万が一の備えとして、地域の方々が安心してそれぞれの産業に携わることが出来ますよう、環境を整えることが重要と考えまして、この制度の創設を決めてものでございます。

2 の対象地区でございますが、田子町のほか、馬淵川を農業用水源、及び上水道用水の水源に用いていることによりまして、万が一馬淵川の汚染等といった誤った情報の流布によって、風評被害の可能性があると考えられます八戸市、三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、百石町、六戸町、下田町の 12 市町村としております。

対象者は、これらの地区で事業を営む個人、または法人、その他の団体で、農林水産業だけではなく、馬淵川を上水道用水の水源として用いていることによる影響を想定しまして、生産者、農林水産業の生産者のほか、加工業者、卸売、小売業者など、業種の制限はしていないものでございます。

補てんの対象は、その事業活動に係る経済的被害、すなわち風評被害と認定された期間における減収分等を対象と考えております。

また、制度を適切に行っていくために、風評被害認定委員会、仮称でございますが、これを設置して風評被害の認定基準、給付金の算定基準を定めるために、専門的な立場から意見をいただくとともに、個別の案件の風評被害の認定、給付金の算定に際しまして意見を聴くこととしております。委員会は 2 月補正予算可決後に開催する予定でございます。

次に予算措置としての債務負担行為の設定についてです。この債務負担行為という

言葉は、あまり馴染みが薄いと思われるかもしれませんが、債務負担行為とは、予算の内容の一部でございます。将来にわたる財政上の債務を明確にすること。すなわち、将来の支出を約束する行為を予算で定めるものでございます。その行為をすることが出来る事項、期間、限度額、これを毎年度の予算に掲げまして、将来にわたって県が負担するところの目的、金額を明らかにするものでございます。

予算を伴う制度の制定、すなわち今回のように風評被害による経済損失を補てんする給付制度の創設、この場合には予算上の措置が必要でございます。また、支出の原因となる契約等には、予算の定めが必要でございますので、この債務負担行為を設定するものでございます。具体の歳出予算への計上は、個別案件につきまして風評被害と認定して、給付金を支給する際に計上されることとなります。

設定する限度額は、30億円としております。この30億円につきましては、地域の基幹産業が農林水産業であり、馬淵川を農業用水及び上水道用水の水源に用いていることによりまして、万が一、馬淵川の汚染等といった誤った情報の流布により、風評被害の可能性が高いと考えられますことから、対象地域の農業と内水面漁業、すなわち農業算出額と内水面漁業の事業収入をベースとして、一定の割合を乗じて算出したものでございます。その算定に当たりましては、具体的な積算の基準といったものが設けられていないものでございますので、類似の例を、この場合は原子力船「むつ」の風評被害対策の魚価安定基金の例を参考にして行っております。

設定する期間につきましては、特別措置法の期間に合わせて、平成15年度から平成24年度までとしております。この予算措置につきましては、2月定例会の2月補正予算案として追加提案の予定でございますが、債務負担行為の設定は、毎年度の予算に計上する必要がございますので、16年度の当初予算案にも計上しております。

以上が資料2の制度の案でございます。

続きまして、説明案件3の地域振興策についてご説明をいたします。

資料3としまして、平成16年度田子町に係る地域振興策の概要としてお配りしているものでございます。交通安全対策、地域振興対策等の平成16年度の事業でございます。

資料には、それぞれ事業名、事業費、対象市町村、事業概要、備考欄に担当部局を記載しております。

まず、当県境再生対策室において行う事業ですが、1の県境再生地域ブランド支援事業、事業費は110万でございます。風評被害の未然防止、それから田子町の農林畜産産業の振興、雇用創出を図っていく周辺対策の一環としまして、田子ブランドの知名度の向上、新たな製品のブランド化のために、町及び町の農林畜産産業団体が行う販売、促進活動を支援する事業でございます。補助率2分の1で、イベント・物産展での展示、PR経費、販売促進資材の作成・配付、試供品の提供、キャンペーンの開催など、販売促進活動の経費に対して補助する事業でございます。

二番目の県境再生交通安全支援事業、事業費112万7千円でございます。廃棄物撤

去車両の通行による交通事故を未然に防止するために、交通安全啓発等を行うことによって、交通安全対策を支援するものでございます。田子町の全世帯に交通安全啓発のリーフレット、反射材を配布する事業でございます。実施にあたりましては、町と相談しながら行って参りたいと考えております。

三番目の県境再生未来へのメッセージ推進事業。事業費 86 万円でございます。町の小学校 5、6 年生、中学生、高校生を対象にしまして、県境不法投棄現場の見学を中心とした環境教育の場を提供するとともに、現場の再生あるいは地域の将来像について意見をまとめていただいて、その結果を発表する学習発表会を開催する事業でございます。これも実施にあたりましては、町の教育委員会、各学校と十分に相談をしながら行ってまいりたいと考えております。

また、特に県境再生の関連分として、各部において行う事業でございますが、四番目の農林水産部で行う、モデル河川における溪流魚の系群保全実証試験費、事業費 530 万でございます。これは町民の方々に親しまれている熊原川の河川環境の保全のために、魚類生息状況などのモニタリング調査を行うとともに、熊原川在来のエゾイワナの生態系の維持・保全を図るために、親魚の確保、種苗生産、放流等を行う事業でございます。

五番目でございます。県土整備部で行うセーフティータウン道路事業・事業費 2,560 万円でございます。これは、住民の方々との協働によりまして、道路の危険箇所洗い出し、交通安全対策マップの作成、県道・道前浄法寺線への凍結防止剤自動散布機、ガードレール、カーブミラー等 16 年度分の設置を行う事業でございます。

以上、周辺対策関連事業としまして、合計 3,398 万 7,000 円を当初予算に計上しております。

説明は以上でございます。

司 会： 説明案件 3 件、以上で終わりますが、これまでの説明等に関しまして、ご質疑、質問等をお受けしたいと思います。ご質問やご意見等がございましたら、こちらの方からマイクをお持ちいたしますので、お手を挙げていただきまして、いつもの通り、お名前をおっしゃってからご質問等を頂戴したいと思います。

何方かいらっしゃいますでしょうか。

はい、ではメガネを掛けた男性の方。

沢口さん： 沢口と申します。

風評被害のことについてです。この資料で、これはいわゆる実害が発生した後の措置ということで、給付制度案ですか。以前の場で知事もおっしゃいましたし、私達も言っていたのですが、予防策、あるいは PR 策、県として独自に考えているのはないのですか。後追いの制度という感じがしないわけでもないのです。

近藤副参事： ありがとうございます。

実害が発生した場合の対策、これが制度として風評被害対策制度、ご要望も強い所
でございました。そのほかに、いわゆる風評被害防止のための対策は？というお話で
ございましたが、私共としては、今、資料3でご説明をしました『地域ブランド支援
事業』。事業費はまだ非常に少ないわけですが、地域のブランド力を高める
こと。それからニンニク、田子牛のほかに新しいブランド化をしていくこと。これを、
いわゆるブランド力を高めていくことが、即ち一つの風評被害の防止対策であろうと
考えております。

沢口さん： 恐らくそういうふうな形になると思うのですが、地域振興策の概要についても絡
めてお聞きしたいのですが。この内容は、これに限られたものなのですか、それとも
今度、今ここに挙げてありますよね。地域振興策の概要というので5つ位ですか。そ
のほかに、町とか色々打ち出した策を講じてやっていた過程で、これはこうした方が
良いのではないかとか。町の方から、あるいは住民、あるいは団体の方から要望が出
た場合は、そのへんに県の方は耳を貸していただけるものなののでしょうか。

室 長： それは私の方からご説明申し上げます。座らせていただきます。

これは16年度で、我々の無い知恵から、こういう事業をあみ出したわけですが。
あと二つ、農林水産部、県土整備部からも出ておりますとおり、これは全庁挙げてこ
ういう支援策をこれから講じていこう、という考えでおりますので、16年度に関し
ては取り敢えず当予算ではこれを計上したいと、明日県議会に説明する予定でござい
ます。17年度以降も今お話にあったように、町の方からのご要望があれば、あると
思いますが、あるいは住民の皆さんから、こういう事は如何かというようなご提案が
もしあれば、それは十分耳を大きく開いて聞いていきたいと。可能なものは予算化、
計上していきたいと考えております。これはうちの県境再生対策室だけでは不可能な
部分もございますので、前にも申し上げたかもしれませんが、9月1日に再生対策本
部というものが県庁の中に設置されておりますので、それにも諮りながら、どうい
うものが良いのか出していきたいと思っております。

また先般、町長さん、町議会の方からも幾つかの項目の要望事項も出されておしま
すので、それもまた勘案しながら、17年度以降についても考えていきたいと思っ
ております。ただ、今の時点で17年度にこれをやる、あれをやるというのは、まだ申
し上げられませんので、今日は取り敢えず16年度に関してこういうことを考えてい
るということを申し上げたものでございます。

沢口さん： 分かりました。

あと付け加えるといいますか、これから私自身も喋りながら、結局は自分達の町の
ことといえば馬淵川水系の関連もありますので、自分達の町のことなので、自分達で

やはり力を振り絞ってやっていかなければならない問題であることは確かなんですよ。色々な県、国の補助とか、そのお蔭で何とか今ある程度片付ける目途はついたのですが、やはり田子の人間自身がもっと自覚して、俺達は本当にこれをきちんと処理して、これから本当に田子のブランドをきちんと作っていくんだ、というような覚悟がなければならぬと思うので、その点を何時も何時も県に要望しているばかりではなく、要望をしつつもやはりそのへんは再認識して、更に単年度の事業でしょうけども、これからも 17 年、18 年とその事業がある間は、無茶なお願いはしませんので、そのへんをよろしくご協力お願いします。

室 長 : もう一言付け加えさせていただきますと、県でやる事業、こういうものを考えております、補助も含めて考えているのですが、どの事業一つとっても、県が独断というか、単独でやるだけではなく、やはり何をやるにしても、町と町民の方々の支持というものが私は必要だと思うのです。それをやることによって、県としても町と協働してやっていくというような姿勢、考え方が必要だと思いますので、今お話がありましたようなこと、大変心強く感じた次第でございます。よろしくお話ししたいと思います。

司 会 : よろしいでしょう。そのほか、何方か。上平さん。

上平さん : 上平です。

一番目にある、16 年度田子町に係る地域振興策の概要の一番上にあります県境再生地域ブランド支援事業、110 万とありますが、この内容をもう一回説明してもらいたいのですが。

近藤副参事 : もう一度ご説明いたします。

これは、田子町が農林畜産業が主たる産業でありますし、ニンニク、田子牛などの地域ブランドを有しているという所でございますので、県境再生における周辺対策の一環として、田子ブランドの知名度の向上。それからまだブランドになっていない新しい物でもブランド化していこう、といったことを県としても支援していきたいという主旨で、販売促進活動を主に促進させていきたいということでございます。

内容としましては、110 万の事業でございますが、そのうち 100 万円が補助金でございます。町、及び町に所在する農林畜産業団体に対する補助。補助率は 2 分の 1。対象となる経費としましては、イベント・物産展での展示、PR 経費。マスメディア、インターネット等への広告宣伝のための商品提供経費。あるいは、販売促進資材の作成・配付の経費。例えば、消費者の方への料理教室の開催経費でありますとか、試供品の提供経費、キャンペーンの開催経費、そういった販売促進のために事業を行っていく。その事業を対象にしまして補助するという内容でございます。

まだこれは補助事業でございますので、補助金の交付要綱とか、そういったものはまだ具体には作っておりませんので、それは町を通じまして、町とご相談させていただきながら、こういった形で申請をいただいて、そこでこういった形で事業をやっていくのか。そういったものはご相談させていただきたいと考えております。

今のところは、制度としてこういう補助、支援する補助事業制度を設けたということでございます。

上平さん： はい、分かりました。

ということは、半額の補助ですから、やはり 220 万の事業に対して 110 万と解釈すれば良いのですか。

近藤副参事： 補助金として、県としては 100 万円ご用意したということですので、200 万の裏といたしますか、見合いの額をご用意いただければ。すいません、10 万円は会議とか連絡打ち合わせの事務費にとっていましたので、100 万円プラス見合いの 100 万をご用意いただければ、トータル 200 万の事業が出来るということでございます。

上平さん： これは初年度で、これから全量撤去までの 10 年なり、12 年なりに継続して助成する金額と受ければ良いのですか。

近藤副参事： 取り敢えず 16 年度はこれだけ、少ない金額ですがご用意したと。17 年度は又、町からもご要望をいただいておりますので、こういった形で。当面は 16、17 年の継続事業とは考えております。その後については、又ご相談なり、ご要望をお聞きしながら考えていきたいと思っています。

上平さん： ということは、要望があればそれなりに継続して出していくということですか。と考えれば良いのですか。そのへんをはっきりしないと。

近藤副参事： 町の方から既にご要望もいただいておりますので、当面 16、17 年の 2 カ年継続の予定ではあります。その後については、又ご相談させていただきます。

上平さん： ということは、非常に助成金を出すということは有り難いのですが、風評対策基金等については 30 億というものをもってもらったから、これは非常に私共の要望にある程度応えたというか、そういうふうには有り難く思っております。

ただ、この地域振興に関わるというか、実際に地域振興ですからピン・キリあると思うのですが、特に私が今聞いている農林畜産業ですか、これについての金額は、一杯メニューはあるのですが、逆に言えばこの 100 万、200 万の事業になりますが、どういうふうに使ったら使えるのかな？と。非常に私は金額が少ないと思うのです。

言っていることは立派ですよ。メニューは。食糧供給から販売促進から、ブランド化とか。もう一つのブランドを立ち上げるとすれば、黙っても 200 万は掛かると思います。それでも足りないくらいだと思います。九戸報道監は一番分かっていると思いますが。

そういう中で、こういう金額を提示して、田子の一次産業である農林畜産に対して、この金額は本当に飴玉も良いところだと、欠片だと思います。飴で騙すと言ったらおかしいのですが、飴も良いのですが、やっぱり飴よりはケーキ位のものをもってもらった方が、非常皆が喜ぶと思うし、納得というか。町でもかなりの地域振興なり農業振興で要望書を出したと思うのですが、それは全然これに反映されていないと思います。農業振興等については、後の下に 4 つあるのですが、これは町としてはそんなに地域振興、農業振興には役立たないと思うのです。ですから、こういう形で、知事さんも折角さっきお出でになって挨拶をしたのですが、この飴で田子の人達を騙していくというのであれば、これは心外ではなからうかと思えます。

そういうことで、本当に町の農業なりを考えてもらうのであれば、もう少し町がどういう形でブランド化なり、物を立ち上げていくかというものについて、大きい入れ物というか、政策というか、そういうものを提示していただければ、金 100 万とか、その話ではなくして、将来的な農林業の事業というか、そういうものを今晚は見れるのかなと、非常に期待してきたのですが、この飴では私は不十分だ、納得出来ないなと思っております。

あとは、これはどうにもならない話ですが、町が町長はじめ議会の方々が折角要望というか、そういうものを練っていったにも関わらず、こういうお粗末なものをいただいたということは、町としても非常に残念だし、全然町を見ていないなど。心が無いなと思っていました。私の感想として、以上です。

司 会： そのほか、何方がいらっしゃいますか。中村さん、お願いします。

中村さん： 中村です。

今日は大変ご苦勞様でした。知事さんから風評被害に関して 30 億という、踏み込んでいただいたという、そういう意味では評価をしたいと思います。

そこで、この風評被害対策に係ることですが、先ほど沢口さんの方から質問があったのですが、風評被害の予防対策についてであります。出来てからという話ではなく、前にも私共がそのような主旨のことを申し上げてまいりました。どういうことかと言いますと、今、どうなのかという、盛んによその地域で心配をして見ているという状況だと思います。それは首都圏でもそうでしょうし、他県でもこの事案の行方、事件の行方をというものにかなり注目をしていると。そういうものですので、それに対する対策室で一度地方紙に広告などを、比較的目につく大きさに載せていただいたと。かなり効いていると思うのです。そういうものを地域振興対策の中で括るのではなく、

やはり風評被害対策の事業費の中で、当然見ていくべきものではないかと思うのです。ですから、少なくとも広域に渡ってカバーするという、そういうことですので、田子町だけが一人恩恵に浴して、良い子になるというわけにはいかないわけですが、少なくとも現場が田子町に存在するわけですし、田子の状況というものを広く安全だという、そういうものを天下に周知して行って欲しい。併せて風光明媚な土地柄であることも、一緒に青森県の中の田子町というものを宣伝して欲しいと思います。それがまず一点。

次に、委員会を立ち上げると。この風評被害対策の風評被害認定委員会の設置を提案してくださっているのですが、この中身というものは、住民の参加が得られるものかどうかということ。どういう規模で、専門家だけのことにするのか、そういうことをまずお聞きしたい。それが二点目です。

三点目ですが、地域振興対策の中で、いわゆる教育関係への支援と言えるかどうか分かりませんが、そういうものの予算を組んでいらっしゃるようですが、ここの分について申し上げれば、やはりかなり単年度として 86 万ということですが、毎年この程度の予算をみてもらえるのか。あるいはなお要望によっては、来年度はもっと高い高額な予算をもってもらえるのか。このあたりを確認しておきたい。

それはどういうことかと言いますと、例えば田子高校に限って見ても、ここ 2 年間総合学習の中で、環境学習というものを取り上げて、真剣に学習してくれているのです。ですから、現場の見学に要する諸経費だとか、そういう話ではなく、知事部局の予算ではなく、委員会予算あたりからもちゃんとしたフォローがされて、あるいは指定校にしてもらうとか、そういうことが必要だと思うのです。ですから、そのあたりは今後の問題かも知れませんが、一緒に県の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

以上三点。

九戸報道監： 中村さんのお話の中に、PRのお話がありました。今年、1月10日に県内3紙に載せました撤去方法についてのPRですが、あれは政府広報事業として、国からお金の補助をいただいて、特別枠で実施したものです。そのほかにも、県で一面、あるいは半面で県の広報としての場を持っておりますので、今後出来るだけ、ああいう場を活用して、田子町の今の現状なり、農業に向けた努力なりを載せていくことが出来ればと。

ただ、実はお約束出来ないのは、先ほども町長さんとお話をしていたのですが、三位一体で 200 億以上の減額がかかっております。あるいは色々な事業が知らない間にどこかで潰れているという可能性もありますので、これは確約は出来ませんが、来年度もこの事業があるようであれば、出来るだけその制度に乗っかってPR等に努力をしていきたいと考えています。

近藤副参事： 委員会につきましてご質問がありました。委員会の役割につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、今のこの制度を適正に行っていくということで、まず現在具体的に風評被害を認定する基準、あるいは給付金を支給する基準といったものが、これまで無かったわけでございますので、それをまず新たに策定する必要があると。その際、それぞれご専門の立場からご意見を伺うこと。

もう一つは、個別に審査案件が出てきた場合に、果たして風評被害と基準に即して認定が出来るか。あるいは給付金の算定は幾らになるのかといったあたりの意見をいただくという役割を想定しております。

今のところメンバーとして考えておりますのは、弁護士でありますとか、あるいは会計士でありますとか、あるいは大学の先生でありますとか、そういう専門分野の方。それから風評被害と関連が大きいと考えられます農林水産業、あるいは流通団体の関係者の方。あるいは消費ということでもありますので、生活消費関係の団体の方といったところが相応しいのではないかと、あとは地域の自治体関係からもお願いしたいと考えております。住民代表というようなお話がございましたが、私共で今考えている部分については、住民代表という形ではなく、それぞれの産業分野、それから自治体というふうなことで考えております。

教育関係の県境再生未来へのメッセージの件でお話ございました。これも、当面は 16、17 年度の継続事業として考えております。単年度ではないということです。ただ、来年度の財政状況もございますので、来年度も同じ金額でいける

(テーブル 1 B面)

教育については、かなり力を入れて非常に熱心に行われているといったことも以前からお伺いしておりました。具体的に今の未来へのメッセージ推進事業なのですが、現場の見学、それから学習発表会の開催、環境学習教室の開催、こういったことで予算を用意しております。これは、具体的に実施するに当たりましては、小・中学校、高校、町の教育委員会、それぞれの学校の方と十分相談をしながら、一番相応しいといえますか、効果があるといえますか、そういったやり方をしていかなければならないと考えておりますので、これもこれから相談をさせていただきたいと考えております。

もう一つ、既にそういう環境教育の面で大分力を入れていらっしゃると思いますので、指定校というふうにおっしゃったと思いますが、先ほど、私共庁内の県境再生対策推進本部、勿論、教育庁も入っておりますので、教育庁の方も監事になっておりますので、県庁の中でもそういうお話があったということでご相談をさせていただきたいと思っております。

司 会： 中村さん、よろしいですか。はい、宇藤さん、お願いします。

宇藤さん： 今日はどうもご苦労様でございます。

私も一言。環境に優しい農業とか、安心・安全の農作物とか、国の方でも叫ばれている中で、先ほど上平さんとか中村さん達の中でも述べられたと思うのですが、地域ブランド支援事業とかに関する予算が、あまりにも少ないように私も感じております。この間、田子町の有機米のことで東京の方の東都生協さんとの交流で行ってきたのですが、私共が4、5人で交流を深めるだけでも、何十万という予算で動く中で、100万ちょっとの予算は少ないのではないかという感じを私も持っております。

ただ、田子町のニンニクのことに関してとか、田子牛のことに関しての田子町のブランドをととても大切に扱ってくださっていることに関しては、とても有り難く思っております。これからもどうぞ田子町の農産物が、無事売っていただけるように、どうぞ配慮をいただきたいものだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。ほかに何方か。どうぞ。

山本さん： 山本と申します。

本日は、わざわざご足労いただきましてありがとうございます。

風評被害と地域振興につきましては、半歩でも前進しつつあるということにつきましては、大変歓迎したいと思います。しかしながら、この地域振興策と書いてありますが、実はこの内容は地域振興策と安全対策と環境学習と、環境教育ですね。それとモニタリングになると思います。これは、一括り地域振興策というのではなく、そのように安全対策と地域振興とそれぞれに分けるべきであると思います。そうでなければ、地域振興とは何か？というふうな所に、今何人かお話になりました通り、若干の語弊とか、理解に対して少し足りないものを覚えるのではないかと思います。

従いまして、16年度分ということですので、これは理解をいたしますが、出来れば地域振興策につきましては、長い視点で考えていきたいものであると思います。少なくとも3年、5年というふうな長期スパン、中期スパンでもって考えられるようなものを提示していただきたい。これから、詰めていきたいとおっしゃっておりますので、是非、町民・地域の意見を聞いていただきたいと思います。

それから、前ページの方になりますが、予算の方で、現場からの処理費が1トン当たり5万円となっております。これにつきましては、既にこの様な数字が出ているということですので、直ぐにでもこの5万円の内訳、どの様に現場で分別はするかどうか分かりませんが、運び出し、どういうルートでもってこれを考え、どういうふうな最終的な処理を行って、どんな最終処分をするのか。ここまで既に出来あがっているだろうということ、この様々な計画から我々は判断をしておりますので、是非これを明確に出していただきたい。このところが無ければ、最後の地域振興の所にありますけども、安全対策ですね。これが本当に意味があるのか無いのか、検証が出来ないのでありますので、是非このところは早く出していただきたいと思います。

それから、この地域振興策とか風評被害対策の一番の根本の根底にあるのは、今、行おうとしています水処理と遮水壁がどれだけ万全な体制でなされるのか。この上に立っての振興策なり、この基金の活用になるわけです。前回の説明会の時もお願いをしましたが、仮プラントの性能が、我々が期待するものではないということにつきまして、何らまだ回答もいただいておりますし、改善策も示されておられません。その様な中で、もう既に新聞で拝見しましたが、本プラントの入札が終わっている。これは前回も前々回もお話になったと思いますが、是非そういうようなものを出す前には、我々に示して欲しい。これは金額がどうのこうのではありません。どういう性能を持つものをそこに造りたいのかということをも是非我々に教えて欲しいとお願いしておりました。しかしそれが示されてないまま入札が行われてしまっている。これでは、県の方々が前からおっしゃっておられます、信頼関係に基づいてなり、協調しながら行おうというふうなお話が何処にあるのか。そう思うのであります。

従いまして、一つ一つ何の上に基づいてこれが成り立つのかということを考えるならば、その辺のところをきちんと整理し直していただかないといけないのかなと思います。この辺につきましては、現在の取り組みと、我々が前回、前々回提案しております内容が、どういうふうの中で協議されているのか、その辺をお伺いします。

大日向副参事： 汚染拡散担当の大日向です。

山本さんから、仮設浄化プラントの改善策ということでお話がありましたが、1月7日に私の方からご説明していますが、浸出水の取り入れ口と処理した後の分析結果、これを見てそれを情報公開しますよと。そういうお話をしています。SS、いわゆる浮遊物質、それらのものにも付着している物質は落ちるわけですので、それらのものについては分析結果をお示ししますと。そういうお話をしております。

それから浸出水の処理施設でございます。これにつきましては、性能発注ということで、今までも皆さんの方にお示ししておりますが、浄化フロー、フロー図、過程を示しています。それらの過程の中で、SS分はこれくらい、B Dはこれくらい、C Dはこれくらい、というものを明記しております。それをもとに、今現在、性能発注しまして、メーカーの方でその値を見まして、それでどういう機械を通せばこういう数値が出るのか、そういう形が出て参ります。その時には、また皆さんの方にお示したいと思います。

以上でございます。

山田副参事： ゴミの処理運搬費用の5万円の内訳ということですが、これは実施計画を作る段階で、業者の方から一応見積もりをもらって出しています。その内訳としては、運搬にほぼ5千円、処理に4万5千円くらい。実際これは入札、原則的には入札でありますので、ひょっとすればこの額は下回る可能性は出てくると思います。それは入札の結果ということになります。単価の設定の仕方もありますが、一応、業者から見積

もりをもらって、実施計画をつくる段階では設定しています。

山本さん： まず、処理費の内訳の方ですが、そのような言葉で運搬費がどれ位とか、そういうことではないのです。実際にどのルートを通って、一日 45 台がどのように動くのか。冬期間はどうするのか。農繁期はどうするのか。そういうことを聞きたいのです。

山田副参事： 実際の運搬は、処理施設が何処になるのかということもあります。現在、実際に特管物、汚泥特管を処理出来る施設というのは、大体ご存知だと思いますが。実際これから、その施設だけでなく、色んな業界の中でも動きもありますので、実際に入札して何処が落とすか、それによってルートも変わってきます。それはやはり、入札した、落札した業者が何処で処理するか。それによって運搬ルートが決まってきます。当然入札して即処理するというのではなく、入札、落札が終わりますと、当然色んな打合せをしますし、処理先の自治体とか、処理先の住民の方にも色んな説明をした上で、それからルートを決めて、その上で運搬しますので、やはりその時点でないと具体的なことは示されない。今の時点では示されないということです。

山本さん： 何時も疑問に思うのですが、どうも当てにならないものを信用してくれ、信用してくれというお話しがされていないと思います。この前、報道監が来られた時に、現場でどの様な作業を行って、どの様な梱包でどの様に運んでいくかについては、それは業者に落札後にどの様な処理でやらせるか、ということを提出してもらおうのかという話をしたところ、そうじゃないと。県ではある程度の方針についてはメニューをちゃんと提示するんだと。メニューに従っての入札になるのだから、そのへんは何ら分からないとか何とかそういうものではないですよ、と説明していただきました。どうも今の話は全くそれと違うような話になります。とった業者でしか分からないような話では困るのです。では、可能性がある所全てにそのルート設定と、梱包、どの様な体制で持っていくのかということを出していただきたい。それで 45 台毎日やるということでしょうから、それが本当に可能なかどうか。冬期間、本当にこれが可能なんですか？ということを何時も言っているわけです。あるいは農繁期に作業に支障のないよう出来るのですか？ということを言っているのです。そこについては、何時もそのような、同じような答え方では、本当にそれが出来るのか。その部分が何時も非常に不安になります。是非、そこところは早くルート設定と、そういうものを出していただきたい。出来ないと思うから色んな提案をしているのです。こういうことはどうでしょうか。こんなふうにしてもらえませんかと言っている。それは全然やらない。だけど自分達の手もカードも出さない。これでは、何のための説明なのか、何のために実施計画が作られたのか分かりません。是非、明らかにしていただきたいと思います。

それから水処理の方ですが、排水基準に従っているからというふうなご説明の中で

全て括られているような気がいたしますが、実際に漁業被害等がない今、最終的には健康被害が出てからの話になってしまいますよね。ですから、その健康被害が出る前に、飲めるような水のレベルまで処理していただくことが、我々の安心にもなるし、それから農業関係ですね。畜産関係の風評被害の一番完全なシャットアウトになるんだということは、前々から提案しているわけです。そここのところをきちんとやることによって、一番の風評被害対策になるんだと。その上で物事を考えましょうよというふうな、一つの基準というのがお互いの共通認識の中にあっただかのように感じておりましたが、そここのところはやはりそのようなお考えでこれからも進むのでしょうか。

大日向副参事： 確かに排水基準、更にはダイオキシンは特措法のダイオキシンの1という値、そういう厳しいものを使っています。最終的に目標としましては、放流水域に流す場合は、環境基準を目標にやっております。そういうことで、出す時の排水基準は定めませんが、今現在、浄化する施設、それらのものでどういう結果になるのか。それは出していきたいと思います。

目標としては、最終的に合流する地点では、環境基準を目標に考えております。以上です。

山本さん： もう一つお願いします。

前回の調査によりますと、滑り面があるようだというお話があったかと思えます。その滑り面というのが、実は今の汚水がどういうふうそこに流れているのか。また、滑り面がどういうふうに出てくるのか。そこにつきましても、1断面しかまだやっていないはずなんですよね。是非それをもう少し詳しく、滑り面がどういうふう現場になっているのか。どういうふう水が何処に流れていく可能性があるのか。そういうふうな追跡なり、詳しい調査につかましてお願い出来るのでしょうか。

大日向副参事： 皆さんご存知のように、滑り面の話をなさっていますが、現在、実際、滑り面として断定出来る滑り面というのは、殆ど地形で判断するしかないわけです。実際、ボーリングをすることによって、地層が違います。そういった時に、ここは多分滑り面だろうと。そういう形で、更にそれについては斜めボーリングを実施しております。

ですから、全体的にその辺は山本さんの方で疑問をお持ちになっているのであれば、私の方でその滑り面がどうなっているのか。その辺は広域的なものから判断して、それでお示しは出来るかと思えます。あくまでも、調査したものについてはある程度分かりますが、それらのものを広域的に、あまりにも広域的にやっても、私は今の不法投棄現場がどういうふうになっているかというものをやれば、当然、地下水がどうなっている、そういうものが分かると思えますし、前から言っていますが、ラグーンの今の水がどうなっているのか。それらのこともございます。これらについては今、データをまとめています。それを見ていただいて、尚且つまだ不満だと。そういうも

のがあれば教えていただきたいと思いますと考えております。以上です。

山本さん： 是非、その辺、我々が一番心配しているのは、汚水がどういうふうに流れて、展開しているのか。こういう所が、どうも調査の段階、今まで聞いても分かりません。今、取りまとめ中なのであれば、是非それを取りまとめ、詳しく教えていただきたいと思います。

司 会： よろしいですか。

坂下さん： 私は坂下と申します。

実は魚類のモニタリング調査に 530 万という事業費を計上していますが、前にも私が申しましたが、私は猟友会の役員をやっているとして、猟友会の会員の中では、あの辺に生育しているカモ類は絶対獲らないと。何故か言いますと、その人はプロイラーを営業しているとして、13 万羽くらい飼育しているのです。ということで、工場の方からは、そのカモを獲っては駄目だと。今、鳥インフルエンザですか、そういうことで非常に問題になっていますが。全て、鳥インフルエンザは野生の鳥類から繁殖するのだと。こういう話です。ですから、是非この中に、鳥類と哺乳類のモニタリング調査を追加していただきたいと思います。

前にも話しましたが、今は草が成長して、R D F とかそういうものは表面に出いてませんが、前にあの辺のカモを獲ると足が悪臭をしていました。ですから、生ゴミ等が持ち込まれた時は、多分それを食べていたのではないかと思うのです。そして岩手県側の方に、ゴミを捨てた所から 500m くらいの所にため池があるのです。そこには大きなため池がございまして、そこでカモ類が繁殖していますので、多分まだまだ繁殖することだと思っておりますので、是非そのへんのところも追加していただきたいと思います。

以上です。

山田副参事： 生物調査に関しましては、水生昆虫といいますが、川虫の調査。それから水産部の方でイワナの生育調査をしたいということで進めています。県としても、何らかの委員会みたいなもの、専門家による委員会みたいなものを立ち上げて、調査したものの評価なり、対象を増やした方が良いのかどうか。どういうやり方をすれば良いのか。そういうものを検討したいと思っております。鳥類とか哺乳類ですね。それもどういった形になるか、ここでは何とも言えませんが、一応そういう専門家による評価会議といいますが、委員会といいますが、そういうもので検討はしたいと思っております。

司 会： そのほか、何方がいらっしゃいますか。そちらの前の方。

伊藤さん： 伊藤です。

前に1月7日の知事さんのご挨拶の中に、環境回復のためにはまず第一に馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先するというお話があったのです。皆さんはそれに従って色んなお仕事をなさっていると思いますが、これからあと10年間、今の予定では10年間掛かってあそこのゴミを撤去するという計画のようですが、問題はあそこにゴミがある限り、馬淵川水系は安全にならないんですね。何時、大雨で決壊して、あのゴミが流れ出るかもしれない、という心配があるわけです。ですから、今の予定通りいっても、これから後10年間は、馬淵川水系は安全にならないという心配があります。

もう一つ、私が心配しているのは、ご存知の環境ホルモンのことです。環境ホルモンの場合は、色んな化学物質とか、特に化学物質の場合は半数近くが何年か後には環境ホルモンに変わると言われています。特に農薬の場合は6割は、環境ホルモンに変わるんだと。それも、何十年後に変わっているんですね。ということがありますので、今まで、もう20何年かあそこにゴミが溜まったままです。これから後10年間で、あと30何年間あそこにゴミがあり続けるわけです。そこから、今までも20年間出ていって、しかもあのラグーンからも更に抜けていますから、地下の水路とか、岩盤の隙間とか、そういう所に恐らく有害物質が溜まっているはずなんです。出てきたのが綺麗だと、調べると環境基準に達しているんだと。水質基準をカバーしていますというご説明なんですけど、あれは土地によって、地面によってろ過された後の水を調べているわけですから、ろ過された汚染物質は、おそらく地面の中に溜まっていると思います。となりますと、さっき申し上げましたように、これから後何十年間もそれが環境ホルモンに変わって、馬淵川水系に入っていくという心配が出てきます。

何せ環境ホルモンの場合は、人間への影響は男子の場合が精子の減少、半分以下になるそうです。若い男子の精子が。女子の場合は子宮内膜炎、どちらも子供が出来なくなる症状です。そういう被害がこれから、八戸市を中心とした馬淵川流域に考えられるということになります。

従って、今一番大事なことは、あそこのゴミの中に含まれている有害物質を何とか除去する、無くする方法。それを考えて欲しいのです。とにかく、有害物質が入っているからゴミなんです。危ないんです。有害物質が無くなれば、無害化されれば、ゴミとして何も怖くないわけですから。色んな手を打たなくても済むはずですよ。

最近の様子を調べてみますと、千葉県君津市ですか。あそこの地下水は全然掘り起こさなくても浄化できています。しかも、安い費用だそうです。最近の傾向としては、有害物質を無害化する、分解する白色腐朽菌ですか。その研究が随分進んでいるようです。アメリカでは実用の特許まで取っているそうですから。そういった色んな方法を工夫すると、あの場所のゴミを掘り起こさなくても無害化できるのではないかと、という点が当然考えられるわけです。

ですから、私が前から3回ほどこういう会合の時に申し上げたのですが、微生物を

使った浄化の方法を何とか考えて、検討して欲しいと今まで申し上げてきました。

関連しますが、県知事さんはこの前、7日のご挨拶の最後に、全国でも先駆的かつ模範的な事例と言われるように安全・安心を基本に原状回復を着実に進めるという決意を申し上げます、と申されましたが、全国でも先駆的かつ模範的というのは、ただ安全・安心だけではないと思います。そのほかに、経費が掛からない方法を考えなければならぬと思います。つまり、安全・安心のほかに、安価が入らないというと、全国的にも先駆的かつ模範的と言われるような事例にならないと思います。

現在、皆さんが考えていらっしゃるの、いわばお手本として豊島の処理方法。つまり運んで溶融して最後に浄化するというやり方です。現に今、直島の溶融炉がストップしています。これから後、実際に作業を始めていって、豊島と同じ、直島と同じような状態が起こったら、故障が起きたらどうなるかということです。さっきから、皆さんの方から県の財政の問題が色々出てきますが、私達も県民税を払っている立場ですから心配です。県の財政が、今、434億の予算をとっていますが、これが更に増えたらどうなるかということなのです。ですから、もっと安く出来る方法をこれから考えなければならぬのではないだろうか。

環境省の基本計画でも、最後の方、五番目の所に県の実施計画を変更する場合は、こうこうこういう方法でやりなさいと。六番目には、計画自体を変える時にはこんな方法でやりなさいと出ているのです。これは当然の話です。というのは、今の特措法が施行になった2年前、2002年ですから、まだ実際動き出してから2年程度しか経っていないわけです。当然、色々な問題が出てくるはずなんです。ですから、今申し上げましたように、微生物を使った方法で、あそこのゴミが無害化出来たら、安く出来るし、しかも安全で安心になる、ということをお願いしたいと思います。

具体的に言いますと、今使える微生物はEMがあります。ご存知だと思いますが、有用微生物群という日本語では言いますが、あれはもう20年近い実績がありますから、しかも安く出来ることははっきりしています。元々、微生物のEMは、最初は土壌改良剤として始めたものですから、あそこをEMで処理して無害化出来れば、後は大変良い有機農産物の生産ほ場になるはずなんです。この有機農産物の生産ほ場というのは、私から言わせると、風評被害対策の一番良い方法ではないかと思います。

つまり、あそこで有機農産物を生産できるようになれば、あれはJASの方で認定しますから、国で無害だということ、安全だということを保証してもらえますね。ということまで考えますと、もう一度県の費用が掛からないようにするためにも、検討の価値があるのではないかと考えています。何せ、今の予算だけでいっても、国で利子補給まで含めても6割程度の国の負担になるそうですから、あとの4割は青森県ですね。ですから、今の計算でいっただけでも、約180億くらいは県で負担しなければなりません。これ以上増えたとすると、大変なことになると思います。

おかしいなと思うことが一つあります。別紙の1ページですが、修正箇所所ですが、上の方の合計が61万³になっていますね。私達に今まで説明してもらったのは、

67 万 m^3 だったはずですが。そして、廃棄物運搬処理の所の備考欄が、67 万トンになっています。これは、67 万 m^3 あったのが、トンに直すと恐らく 1 m^3 が 1.1 トンになるはずですから、その程度。岩手県の方ではその計算にしているようですが、そうなるとう、当然この量が増えるはずだったのですが、元の量を 61 万 948 m^3 に減らしていますから、1.1 倍にすると、まず 67 万トンになるかもしれませんね。そういったことで、この量が何か、元々が 67 万 m^3 あったとすれば、この量が、トン数が増えることになります。70 何万になるはずですが。ということもあります。

それからもう一つ、見積もりをとったと言いますが、1 トン 5 万円。ところが岩手県の方は 6 万何千円かになっていますね。といったような違いが見られます。そうしますと、今言ったようなことが、実際におきてくるといって、この金額が増えるだろうと。下手すれば 500 億を超えるのではないかという心配が出てきます。そういったこともありますので、安全・安心のためにももっと安く済む方法があるのであれば、しかも国の方でもそれを奨励する形の基本計画が出来ていますので、お考えをいただければと思います。

以上です。

山田副参事 : 二点ですね。一つは微生物を使った処理と申しますか、これは前回の説明会の時にもお話がありまして、私の方からある業者の方で試験的にあの現場でやってみたいということがありまして、去年の秋からやっていました。先月、一応、試験が終了して、採水して、今は水の分析中です。ですから間もなく処理した後の水の分析結果が出るかと思えます。

伊藤さん : その件ですね。微生物というのは、冬の寒い時は増えないんですよ。微生物が大量に増えないと効果が無いのです。ですから、恐らく今の水を分析しても、それほど効果は出ていないと思います。やるのであれば、暖かくなってからやってください。今やるのであれば、温めてくれないと効果が出ないはずですが。そういった点が、何かおかしいやり方だなと思えますので。

山田副参事 : そのこのところは、業者の方と申しますか、その方の判断で大丈夫だと。確か 10 月頃始めたのですが、それは大丈夫だということをやっていたのですが。

それから、67 万 m^3 の話ですね。この 61 万というのは、ここに書いている 61 万というのは、有害産業廃棄物、いわゆる特管物です。2 分の 1 の補助にするというやつ。このほかに 6 万が有害産業廃棄物でない廃棄物ということで、併せて 67 万になります。この 61 万というのは、有害産業廃棄物の量ということで書いてありますので。トータルでは 67 万になります。

伊藤さん : そうすると、トン数に直すと 1.1 トンの割合という考えになりますか。

山田副参事 : 61 万 m^3 ありますね。これはあくまでも有害産業廃棄物ということで 61 万で、このほかに有害産業廃棄物以外のものが 6 万 m^3 ありますと。併せて 67 万 m^3 で、一応、県としては比重計算は 1.0 で計算しました。

伊藤さん : そうしますと、合わなくなるのですが。下の方の廃棄物運搬処理のところは 67 万トンになっていますね。これには有害廃棄物以外のものも含めたということですか。

事務局 : そうです。国の補助対象として有害産業廃棄物、いわゆる我々が特管、特管と言っていますが、これが 61 万、2 分の 1 補助の。そうでない、有害産業廃棄物以外のものが 6 万 m^3 あると。併せて 67 万で、その撤去をするとすれば、平均してトン当たり 5 万円で撤去、収集運搬すると。

伊藤さん : 67 万トンと。

そうするとちょっとおかしくなるんですね。と言いますのは、有害廃棄物の中には、金属類とか、そういった重いのが随分入っているはずで、1 m^3 が 1 トンという計算になりますと、水と同じ重さ。あの廃棄物が全部水と同じ重さだという計算になるのですが。岩手県の方では 1.1 トンの計算だと。私はその方が妥当だと思うのですが、どんなものでしょうか。

山田副参事 : 色んな現場、RDF 様物から、堆肥様物、色んなものが混じっています。堆肥様物というのは結構比重が小さいですから、そういう意味で平均的に比重 1.0 ということで計算はしています。

伊藤さん : それは分かりました。それも分かりました。

私が問題にしているのが、今言いましたように、立米の話ではなく、1 立米を何トンに換算していかなければならないのかという、その話です。つまり、岩手県側では、1.1 トンの計算をしているんだと。1.1 トンの方が正しいのであれば、この量が 67 万トンではなくもっと増えますから、80 何万とかになりますから、当然、今の 335 万、これはもっと増えることになるんですね。それを心配して言っているのです。

山田副参事 : 県としては、先ほども言いましたように、比重 1.0 というので、1 m^3 、1 トンという換算をしています。

伊藤さん : 岩手県の方は、そうすれば青森県から言わせれば計算間違いということになりますか。

山田副参事 : それは埋まっている物が、埋まっているものの性状が、青森県、岩手県では違いますので。

伊藤さん : それだとまた意味が違います。岩手県のゴミは、堆肥様物とか土とか混ぜたものを押していったものですから、比重から言えば軽いものが多いのです。比重からいえば、あっちの方が青森県のものより軽いんですよ。それだとちょっと理屈に合わない。

山田副参事 : その辺の岩手県さんの比重の計算の仕方、詳しくは聞いていませんが、青森県の場合は堆肥様物と言いますか、パークですね、そういうものが入っているということもありますので、大体そんな 1.0 位かなということで計算、1 m³当たり 1 トン位かなということで計算しています。

伊藤さん : やっぱりちょっと納得出来ませんね。パークの方が軽いんですよ、あれは木ですから。金属の方が重いはずですよ。私達の所には、金属類も随分入っていますし、ドラム缶に PCB の入ったものまで埋まっているということになっています。埋まった上に、コンクリートを流し込んだということも聞いていますから、遥かに重いはずですよ、私達の方が。

とにかく、そういったこともありますので、しかも岩手県側は 1 トン当たり 6 万 5 千円ですか。何かの単価で出しているそうですが。そうなりますと、もしそういったことがはっきりしてくれば、青森県の負担額が多くなるのではないかと私は心配して言っているのです。私達も県民税払っていますから。そういった意味で、もう少し検討していただいて、出来ればもっと安く出来る方法を考えて欲しいということです。

口幅ったい言い方になるかもしれませんが、微生物資材を使って、あそこを何とかしてみろというのであれば、予算を回していただければ、町としてはあそこを臭いの無い、綺麗な場所にしてみたいと思っていました、はっきり言って。例えば、池になっている所があります。大変臭いのです。掘れば臭くなるんです。今、遮へいシートをしている三浦建設の作業員の人達が、あまり臭くて防護マスクをつけてやっている。大変だという話です。動かせば臭いがするんですよ。あの穴を移した時の後、表流水のダイオキシン濃度が急増したという記録が青森県にあるというのが、岩手日報の記事に載っています。そうしますと、動かせば動かすほど有害物質が出てくる。この後、雪が消えれば恐らく工事に掛かると思いますが、あそこは山のてっ辺ですから、強い西風が吹きます。4 月、5 月は物凄く乾燥しますから。そうしますと、そういったダイオキシンを含んだ有害物質が、西風に吹かれて何処に行くと思いますか。岩手県の根森を中心としたあの地域に飛んでいきますよ。大変な被害が起こるのではないかと心配もしています。

ですから、さっきも言いましたように、国の基本法でも変更することを認めていますので、もっと安く、しかも安全な方法も考えられるのだから、何とか検討していた

だきたい。これはもう、私は4回目も申し上げております。

以上です。

司 会： はい、どうぞ。

沢口さん： 沢口と申します。

浄化施設の方、3月から掛かって、5月、6月には完成して、水処理を始めるというお話ですが、それでラグーンの方に落ちている水だけ浄化するのか、それとも和坂の方と境の沢の方はどうするのか。そこを大日向さんお願いします。

大日向副参事： 今、浄化プラントをつけているのは、今の縦排水、例のラグーンに落ちてくる真っ直ぐのやつと、それから斜めにいつている沢の水、これを処理することにしています。和坂のやつは、この間調査していますよね。

沢口さん： だから、それも今……

大日向副参事： それと、沢口さんが言っている、農場から出ている部分をパイプで県道側に一つ移してくれないかという話、この間していましたよね。それについては検討させて下さい。

沢口さん： 検討ではなく、ちゃんとやって下さい。

大日向副参事： はい。一応、それについても県道にその水を切り替えるとすると、県道の許可が要ります。ですから、その辺をやってからでないと「やります。」という言葉は出来ませんので、ちょっと検討させて下さいということです。よろしいでしょうか。

沢口さん： はい、結構です。お願いします。

それからもう一つ。この間、秋に塩水検査した結果ですが、私はこの会議で出られなかったから今日もう一回お尋ねします。

塩水結果が終わって、皆が帰って、それからグルッと周ったら、バケツに水を入れて探查機が入っていました。水が入っていませんでした。あれはどう説明しますか。それで八戸の第二回の会議の時に発表していますが、大日向さんが説明していますが、委員長が範囲が狭く、小さく出ているということだったのですが、小さくても塩水結果が入水槽に出ているのは間違いはないと言っているんですよ。それを新聞とか、私の所にきた書類は、全然出ていませんということだったのですが、それをはっきり説明お願いします。

山田総括副参事： 沢口さんがおっしゃっているのは、水道水の水源地の所ですか。あれは、ご一緒に、私も一緒に行って、終わった後に沢口さんがそこを見てきて、その後、あそこに水が無いと、出ていないということで、我々、うちのスタッフと一緒に岩館と一緒に、ご一緒していきましたよね。その時水は出ていたんですよ。たまたま時間帯で、あそこは水が出ない時もあるって、その後出て、役場の水道課の方にも行きまして、水が出るように、常時水が出るようにお願いして、それは水道課さんの方も確認してやっていますので、それは沢口さんも後でご覧になって説明を受けたはずですよ。了解をいただいたはずですけども。

沢口さん： 一緒に行って、出してもらって、その時はもう3時間も経ってからでしたよね。

山田総括副参事： ですから、その後ずっと。

沢口さん： その後も、2、3日して私が行ったら水がやはり出ていませんでした。

山田総括副参事： 沢口さんがお出でになってすぐ我々が行ったので、時間的なタイムラグはそんなに無いはずですよ。

沢口さん： それで、田子の水道の方も、あれは年中は出ませんよ。日中の使っていない時は出るけども、朝と夕方の方が皆が水道を使う時には出ませんよ。パイプの方に行くから。という説明でした。

この間も、八戸で工業大学の方と教授の人が検査機を付けてやっていますが、あれもこの間やはり水が出ていませんでした。それで従業員の人が寒風がブーブー吹く時に、熱線を巻いて、パイプが凍っていて検査が出来ませんからと言って、2、3日、5、6人で吹雪きの中工事をしていました。「何の工事ですか？」と聞いたら、「水が出てこないんですよ。」と。

山田総括副参事： 八工大の方はどこの場所をやっていたのか。

沢口さん： あれと同じ状態ですよ。

山田総括副参事： 分からないのですが、同じ場所ですか、八工大さんが調査していたのは。

沢口さん； 同じ所から採っています、パイプで。

山田総括副参事： 同じ町の水道水の所ですか。

沢口さん：　そうです。

山田総括副参事：　そこを八工大さんがやったのですが。その時も水が出なかったと。

沢口さん：　そうです。それを採って今、探査機を付けて検査しています。

だから、いい加減な検査をしても、今度はちゃんとはっきり、私達が見ても、メーターで出ますから。

山田総括副参事：　いずれにしても、あの辺については、沢口さんに言われた後すぐ我々が行って、町の水道課の職員の方も一緒に行って、沢口さんの前で水量調整してやりましたよね。

沢口さん：　その後行ったらまた出ていませんでした。日中に私は行ったのです。2、3日してから。その時もやはり出ていませんでした。ということで、それではっきり新聞とか報道で、塩水検査の結果はそういう疑いはありませんでした、というのはどういうことか説明お願いします、大日向さん。

山田総括副参事：　それは、大日向副参事も

沢口さん：　だから、大日向さんが説明して下さい。

山田総括副参事：　いずれにしても、それは枯渇、出なかった時間帯というのが役場の方を確認しないと分かりませんが、そんな長時間ではないんですよ。例えば、10分単位とか、1時間とか。

沢口さん：　だから、塩水検査は水が流れて通ってしまえば検査が出来ないので、年中ずっと3日でも4日でも流れっ放しでないと。水が流れていなくても、検査できる探査機ですか、あれは。秋に付けた探査機は。水が当然バケツに入っていなければ探査出来ない探査機でしょう。

山田総括副参事：　ただその後、たまたまあの日、当日、あの時間帯停まっていたという。

沢口さん：　だからあの日ばかりでなく、ずっと年中そうなんです、あの水道は。ふく流水が出てくるパイプなんだから。下の方の年中水が流れるパイプが、どんどん流れていけば、減って上から余った水を流すパイプなのだから。だから、当然使っている時は水が余らないから出ないんですよ。水を使わなくなって余れば上の方からオーバーフローで出るパイプですから。それから探査機をつけているのだから、はっきりしているで

しょう。水が出なくても、探査は

山田総括副参事： あそこはオーバーフローだそうですが、ある程度必ずフローするように役場の方で調節しています。

沢口さん： 役場の水道課の人も言っていましたよ。皆どんどん町で水を使えば出ませんよと。言っていたじゃないですか。

山田総括副参事： たまたまそういう時間帯が幾らかありますよと。

沢口さん： だから時間帯が何日も何日もあるんですよ。

山田総括副参事： 何日も何日もって、例えば、朝とかお昼時とか、一斉に使う時間帯、そこになれば例えば30分とか、湧水がフローしてこないということはありますと。

沢口さん： だから、それが出ているとか、出ていないと証明出来ます？山田さん。何時から出て、何時から出ていないというのを。

山田総括副参事： それは、この前たまたま沢口さんに言われて初めて見に行き、私が見に行った時はもう出ていたのですが。

沢口さん： だから、そういう所に探査機をつけて出ませんでしたと堂々と発表したことが、どうということなのか説明して下さい。

山田総括副参事： ただあれは、経日変化で何日間、例えばあそこで、和坂でやったものがすぐ出てくるわけではないのです。それこそ2週間、3週間かかって

沢口さん： すぐパッと出れば終わり、塩水検査は終わりだから、通り過ぎればもう出ないでしょう。たまたま上からオーバーフローの水が流れていなければ、水道の方へ出ていたら検査出来ないじゃないですか。そういうのも探査出来る探査機ですか、ということ。そんな優れた探査機は今の日本でも作って売っているのですか？ということ。大日向さん、その所をちゃんと説明して下さいよ。

大日向副参事： その止まっていたというのが、私は

沢口さん： 探査機を付けていったんでしょう。

大日向副参事： ですから、水道さんの方と、常時水質を測りますよということで打ち合わせをしてやっているわけですね。

沢口さん： だから 24 時間ずっと流れていなければ、探査出来ない探査機でしょう。

大日向副参事： 時間が若干止まってもあれでしょうけども、実際、その瞬間に流れていればですよ。ですから、沢口さんが言っているのは、毎日止まるんですか。

沢口さん： いえ、夜中と日中は出ない。朝と晩の家庭が水を使う時には水が、オーバーフローの水から溢れて出ます。その所に探査機をつけているから、24 時間は出来ない。

大日向副参事： それについては、水道さんの方と打ち合わせをしてから、沢口さんの方にお答えたいと思います。よろしいですね。

沢口さん： 結構です。

司 会： 何方かいらっしゃいますか。中村さん、もう一度お願いします。

中村さん： 中村です。水処理の関係ですが、仮設の関係のものは、今日あたりから工事が始まるということではありますが、本施設の方ですが、先ほどから皆で心配しているのが、仮施設は別として、本体の方ですね。これから本体を設置する作業に入っていくわけですが、性能についてですが、両県の合同検討委員会の技術部会が設置をされていた際に、そのモデルとなる施設といいですか、浄化装置というものが提案をされて、討議をされた経緯があるのですが、それと比較して、今新しく今度は青森県で設置しようとしているものは、性能が同じですか。技術部会で検討したものと。それより性能が落ちていますか。良くなっていますか。

大日向副参事： 技術部会のやつと同じだと思っていましたが。同じですね。

中村さん： 同じですか。はい、分かりました。

それからもう一つ。これは施設の方ではなく、話は変わりますが。産業廃棄物の資料の 1 の (3)、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及の所です。この中で、県の説明ですと、三栄化学については回収する不動産が無いと。回収が出来ないということです。現場、いわゆる三栄の現場が三栄のものですよね。今、あれはどういう形になっているわけですか。

今、作業をしようとしているもの、それは県で取得をしたという形で作業を進めるものでしょうか。そのあたり、ちょっと一度確認、聞きたいと思っていたのですが、

聞けなかったものですから。あれはどのような形になるものですか。現場の 16ha の土地が。所有権、その他。

山田副参事 : 現場の 16ha、これについて現在は個人の所有です。死んだ方の弟さんが相続しているそうです。その方からは、16ha については、青森県に寄付したいということで、今、実は相続して、まだ相続登記していないんですよ。今これから相続登記の手続きをして、それが終わったら県の方に寄付の申し出をしたいということになっていきますので、その方もかなり忙しくて、あちこち県外にも行っているものですから、今回 2 月は帰ってきていますから、話し合いをして、早く相続登記してもらって、県の方に寄付の手続きをしてもらいたいということで話し合いをしていました。

中村さん : 分かりました。
以上です。

司 会 : よろしいですか。上平さん。

上平さん : 時間、大丈夫ですか。

司 会 : どうぞ。

上平さん : 先ほど、中村さんのお話の土地なんですが。県でなくて町で貰うことは出来ないのですか。県も行政、町も行政ですから。相手の寄付行為だから、あると思うのですが。

山田副参事 : そういうことですね。相手の方の

上平さん : 多大な、町としても迷惑を被っているわけですから。そうしてもらえれば、町としても何か跡地利用についても、非常に町の計画なりで使用できれば、非常にやり易い部分もあるものですが。

山田副参事 : 今、上平さんがおっしゃった通り、寄付する方、所有者の方の意思もありますし、一応県が所有しましても、跡地利用については、当然、町または皆さんと相談しながら跡地利用、環境再生計画づくりをやっていきますので、その段階で皆さんの意見も聞きながらやっていきたいと思っています。

上平さん : 出来ればね。出来ればそうしてもらえれば、非常に有り難いと思います。
それらか、435 億位ですよ、全量の経費が。そうなった場合でも、県の支出は約半分ですと、200 億以上です。これはこういう数字でよろしいですか。

山田副参事 : 額が減ったことによって、特に県の支出割合、これが変わるということはないです。

上平さん : 国側が2分の1ということですから、県も2分の1ということになれば、そういう数字になるのですが。

山田副参事 : 大雑把に言えばそんな感じになります。

上平さん : そういう数字ですから、例えば、この計画よりも安くと言うか、先ほど入札制度をとりながら、幾らでも安い方向で処理すると。これは良いことだと思うのですが。もっとと言うか、前にも田子で言っていましたが、現地とか近い所である程度処理するとかして経費を下げた場合に、そういう試算が出た場合には、どういうふうに対応と言うか。どうしてもこの金額で何処かの業者に運ばせるなり、処理させるというのが、県の方針と言うか、曲げない方針ですか。

山田総括副参事 : 原則的に入札ということでやりますが、この単価5万円というのも、これは一応見積もりとしてとったものであって、先ほども言いましたが

(テープ 2 A面)

上平さん : 入札する相手が何十件ありますか、一杯いるんであれば入札制度が良いのですが、限られた人がある中で、限られた場所しかない中で入札、入札というのは、やはり随意契約の方になるのではないかと、これは想像になるのですが。そうあれば、言っている入札というのは、全く中身の無い話であると思います。

それから、この前(削除)田子の方から行って、現場を見させてもらいました。非常に立派なコンピュータで処理されていて、凄いなと見てきたのですが。(削除)今の段階では、約日量で幾ら使っている。そんなに種類がないと。19年からは何百トンの処理が出来るというのも、この辺についても、非常に入札をするのでしようが、最初からいっぱい業者があって処理出来るのであれば入札も一年毎にすると思うのですが。そういう工場から出る煙なり、スラグなりがどういうものになっているかというものの県のデータなりはあるのですか。あるのであればまず田子の人にも提示してもらいたいのですが。安心、安全ということに繋がりますから。その辺は。

山田副参事 : 現在稼動している処理施設の煤煙なりのデータを持っているか?ということですか。これは当然処理施設として許可している施設ですから、それなりに監視・指導をしていますので、そういう基準に従ったもので排出するようにはしているはずで

が。ただ私共が今ここに持っているかと言われると、今は持っていませんが。そういう監視・指導、許可する部局がありますから、そちらの方で定期的な報告なり、監視なりをしているものです。

上平さん：　そういう機関があつて当然やっていると思うのですが、今の県境の対策室ではこれは持っていない、分からない。そっちから持ってくればあるということですか。

山田副参事　：　それは今、私共は持っていませんが、当然そういう監視・指導している部局があるわけですから。(削除)

上平さん：　無い方が、当然当たり前だし、良いと思います。そういうデータというか、そういうものを貰って、田子におります方々に提示をしてもらって、私達もそれは見たいと思っております。人の話ばかりでは駄目ですから、あくまでもそういうデータ、数字が無いと言えないことですから、それを踏まえながらただよそへ持っていけば良いと。金額は 435 億だという形で、何がなんでも運ぶというものが付いて、私共としては、何故持っていかなければならないのかなど。岩手県の場合は、県営でやっていますから、県が持っていくのは、当然自分の施設に持っていくのは当然です。青森県の場合は、あくまでも民間の業者ですから。そこに全量を、危険を犯しながら 10 年を掛けて運ぶということについて、何回も言っているのですが、何故なんだろうなど。そういう考えを持っておりますので、もし何方かこのことについて、何故運ぶのかと。コメントをいただければこれで終わります。

できれば、室長がお話した方が良いと思うのですが。

室　長：　実施計画でもこれは全量、何処の施設かは別として、既存の施設に搬出するという事で考えておりますし、そういうふうな形で説明しているわけです。現地で処理施設を作って、そこで処理したらどうかというお考えを前にお聞きしておりますが、現地処理施設については県は作りません、ということは何度も申し上げておりますし、今もその方針は変わりありません。現時点ではあくまで、どういう幾つのルートになるかは分かりませんが、既存の施設、県内、県外も含めて運び出すということで考えております。

ただ、「その他にこんな良い方法があるんだよ」ということがあるとすれば、町等々と検討する余地はあられるかもしれませんが、現時点ではあくまでも既存の施設に搬出をするということで考えております。

上平さん：　そうすれば、経費が安くなったり、良い施設があつたりとか。あるいはそれは考えることもありますよということによろしいですか。

室長： さっき単価5万円というお話が出ましたが、これはあくまで見積もりを貰った時点での単価でありますので、入札の結果それがどうなるかまだ予測がつかないわけですが、毎年毎年入札をして業者を決めていくというのが普通の方法ということで考えております。

上平さん： それで運ぶということになるのですが、道路については全部用地についての承諾を得ていますか。どういう形で運ぶのですか。排出道路。

大日向副参事： 何処の道路の話になりますか。

上平さん： 何処のって、現場の道路ですよ。

大日向副参事： 和平の

上平さん： 和平も含めているし、勿論。そのへんの道路は全部

大日向副参事： 県道については公衆用道路ですので、当然通れます。10トン車であれば、特殊車両以外のものであれば許可が要らないで通行できます。

上平さん： 現場から出るのに和平を通ることになるのですが、それはもう了解を得ていましたか。

大日向副参事： 和平については、今日、文書をいただけるということで、連絡がきておりました。ちょっと条件が付くでしょうけども、それについてお答えして通らせていただくことになると思います。

上平さん： 今日の承諾は、

大日向副参事： いや、承諾ではなく、こういう形のものを検討して下さいという文書がきますので、それに対してうちの方でお答えして、それで許可していただくという、そういう考え方を持っています。

上平さん： ということは、今現在はまだ決まっていないということですか。

大日向副参事： そうですね。

上平さん： 分かりました。以上で終わります。

司 会： そのほかございますか。

もうよろしいでしょうか。

それでは、ご意見等がございませんようですので、本日は長時間にわたりましてご協力をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。

大変どうもありがとうございました。

お疲れ様でございました。